

新型コロナウイルス 関連無料電話相談

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因するさまざまな悩みごとについて、無料困りごと相談・法律相談会において、弁護士が電話で相談に応じます。

- 日時 月・木曜日 15時～17時
- ※1回の相談時間は30分です。
- ※確認事項がありますので、事前に連絡ください。

東日本大震災 無料困りごと相談・ 法律相談会

震災により法律問題や税金問題でお悩みの方、そのほか生活全般の困りごとがある方を対象に無料法律相談を行います。どんな相談でも構いませんので、気軽に相談ください。

- 日時 平日 13時～17時
- ※曜日によって相談員・相談時間が変わりますので、左記の相談員の項目で確認ください。

●相談員 福島県弁護士会
相馬市四団体協議会（司法書士会・税理士会・行政書士会・

土地家屋調査士会）、福島県
社会保険労務士会

▽弁護士会【電話相談のみ】
主な相談内容Ⅱ原発事故による損害賠償、多重債務など
月・木曜日 15時～17時

※確認事項がありますので、事前に連絡ください。

▽司法書士会

主な相談内容Ⅱ相続手続き、
売買、贈与、登記、会社など
火・水・金曜日 13時～16時

▽税理士会

主な相談内容Ⅱ所得税、相続
税、贈与税、法人税
金曜日 15時～17時

▽行政書士会

主な相談内容Ⅱ農地転用許可
申請、その他官公庁許認可申
請
月曜日 13時～15時

▽土地家屋調査士会

主な相談内容Ⅱ分筆、測量、
土地建物の調査
水曜日 15時～17時

▽社会保険労務士会

主な相談内容Ⅱ雇用保険、労
災保険、健康保険など
木曜日 13時～15時

行政相談

- 日時 7月14日（火）10時～12時

多重債務相談【電話相談のみ】

●日時 平日（土・日曜日、
祝日を除く）8時30分～17時
必要に応じて弁護士の相談
を受けることができます。

無料法律相談会

日常生活の悩みなどに関し、
無料で相談を行います。

希望する方は生活環境課へ
予約ください。

●日時

- ①7月3日（金）
 - ②7月20日（月）
- 13時～16時30分

市民相談

●日時 平日（土・日曜日、
祝日を除く）8時30分～17時

交通事故相談

- 日時
 - ①7月9日（木）
 - ②7月16日（木）
- 9時～17時

消費生活相談

訪問販売・商品トラブルな
どについて。

●日時 平日（土・日曜日、
祝日を除く）8時30分～17時

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、相談会の中止や電話相談などに変更する場合があります。

●ここまでの相談場所・問い合わせ先 生活環境課
（☎372144）

生活困りごと相談

経済的な困りごとなど、気軽に相談ください。
平日（土・日曜日、祝日を除く）、8時30分～17時、生活サポート相談センター（総合福祉センター）（はまなす館）内 ☎362015



@soma_city

相馬市公式ツイッターです。
随時、市からのお知らせをお伝えしています。

あなたの大切な遺言書を法務局が守ります！

7月10日（金）から、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止することを目的として、法務局で自筆証書遺言書を預かる制度が始まります。

手続きには予約が必要です。また、法務局職員が遺言の内容に関し、相談に応じることはできません。

詳細はホームページを確認、または問い合わせください。

●問い合わせ先 福島地方法務局相馬支局（☎36-3413）

ホームページ
はこちら

自筆証書遺言書保管制度



休日の当番医

7月5日(日)	やまぐち小児科医院	中村一丁目	37-8815
7月12日(日)	桜ヶ丘さいとう整形外科	中村字桜ヶ丘	35-1333
7月19日(日)	わたなべ胃腸内科	大曲字大毛内	26-5061
7月23日(木)	すぎやまこどもクリニック	大曲字大毛内	26-5111
7月24日(金)	菅野医院	新地町谷地小屋	63-2388
7月26日(日)	大石医院	中村字大町	35-3451

※診療時間は9:00～16:00
 ※救急医療病院は公立相馬総合病院 (☎ 36-5101)
 相馬中央病院 (☎ 36-6611)

7月の行事予定

(6月15日現在)

月日	行事名	場所
7月7日(火)	福島県民共済相馬地区移動相談会	市民会館

休日の当番歯科医

7月5日(日)	斉藤歯科医院	中村字錦町	36-2625
7月12日(日)	森岡歯科医院	南相馬市原町区	24-0814
7月19日(日)	グリーン歯科	小泉字高池	35-5112
7月23日(木)	沖田歯科クリニック	南相馬市原町区	23-0303
7月24日(金)	山下歯科医院	原釜字大津	38-6497
7月26日(日)	くまがみ歯科医院	南相馬市原町区	25-3443

※診療時間は9:00～16:00

献血に協力を

月日	時間	場所
7月3日(金)	10:00～16:30	市民会館駐車場
8月5日(水)	11:00～12:00	ソマ株式会社
	13:30～14:30	株式会社A D E K A
	15:00～16:30	株式会社東北三之橋相馬工場

※採血は医師の診断の上、行います。
 ※新型コロナウイルス感染症対策を実施の上、行います。

遠い異国の出来事と感じている人もいるかもしれませんが、そうでもありません。アメリカで通報を受け出動した警察官が、被疑者とおぼしき黒人男性を拘束するにあたり、頸部(けいぶ)を膝で不必要に長時間圧迫し、これにより当該男性を死に至らしめたという事件が発生しました。この事件を契機に、黒人差別にとどまらず、今日の社会構造をも批判するデモがアメリカ国内だけでなく、全世界に広がっています。2010年のアメリカの国勢調査によればアフリカ系を含む黒人人口の割合は全体の約13パーセントにとどまります。富の偏在については認識していましたが、恥ずかしながらここまで圧倒的な少数派(マイノリティ)という認識はありません。

エッセー 法律あれこれ



企画政策部 参事
 弁護士 小津充人

大阪府出身。平成17年弁護士登録。大阪の法律事務所などで4年勤務後、日本弁護士連合会などの支援で設置された公設事務所(秋田県大館市)に所長として赴任(6年間)。平成28年4月より現職(福島県弁護士会会員)。

差別はなくせるのか
 せんでした。では本邦ではどうでしょうか。他国と比較すれば人種の多様性が低いです。もちろん、単一民族国家ではありません。これは、1899年に、経済的に困窮状態にあったアイヌ民族を救う目的で「北海道旧土人保護法」が制定されていることから明らかです。しかし、100年後の1997年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が、2019年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定されているように、アイヌ民族の誇りは未だ十分に尊重されていないとはいえません。

また、終戦の年の1945年12月、女性の国政への参加が認められ、1972年に、雇用の分野での男女平等を実現するため、いわゆる男女雇用機会均等法が制定され、さらに2015年には、女性活躍推進法が成立しましたが、2018年の裏口入学問題を契機に、一部の大学医学部の入試で女性受験生を一律に減点していることが明らかになりました。日本の憲法が、他国も含む過去の差別の歴史に学び、「人種」による差別も、「性別」による差別も明確に否定しているにも関わらずです(憲法第14条)。

2016年には、いわゆるヘイトスピーチ対策法が、その表現行為という特殊性に配慮し、罰則を設けない形で制定されましたが、川崎市では市内の状況に改善が見られなため、2019年12月に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を定め、同条例に、ヘイトスピーチ行為に対する罰則規定を設けざるを得ない状況です。

差別を許容・黙認する社会では、人は生きづらく、誰もが差別を受ける側に回る可能性があります。学校でも、原発被害でも、コロナ禍でも。

国道115号・市道中部255号

通行規制のお知らせ

宇多川の河川改良復旧事業により、堤防の強化および上下水道埋設管の整備を実施します。左図の区間が車両通行止めとなります。

※歩行者、自転車は通行可能です。

●規制箇所 相馬市西山地内
●規制期間 7月10日(金)～10月15日(木)
※期間は変更となる場合があります。

ります。

●問い合わせ先

相双建設事務所 河川砂防課
(☎ 26 1 2 6 0)

ホームページ
はこちらから



●規制図



※通行止め区間に居住する方は、車両進入可能です。

夏のイベントの規模縮小・中止情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下のイベントを規模縮小して開催または中止します。

●規模縮小して開催するもの

相馬野馬追

行事は全て無観客とし、関係者以外立ち入りは出来ません。

●開催日 7月25日(土)

●場所 中村神社(相馬市)

●内容 式典、出陣の儀

※公道での行列は行いません。

●問い合わせ先 商工観光課 (☎ 26-4848)

●中止するもの

イベント名	問い合わせ先
瓜市(宇多川町通り)	瓜市実行委員会事務局 (☎ 35-2047)
相馬盆唄大会	市観光協会 (☎ 35-3300)
相馬盆踊り大会	市観光協会 (☎ 35-3300)
子ども科学フェスティバル	学校教育課 (☎ 37-2185)
灯籠流し(尾浜地区)	東部再起の会事務局 ヘアースタジオタチャ (☎ 26-9707)

食品ロスを減らしましょう

食べられるのに廃棄される食品を食品ロスと言い、その約半分は一般家庭から発生しています。一人一人が「もったいない」を意識して、下記のポイントに気を付けて、家庭から食品ロスを減らしましょう。

▽買い物の前に残っている食材を確認する。

▽食材は使い切れる量を買う。

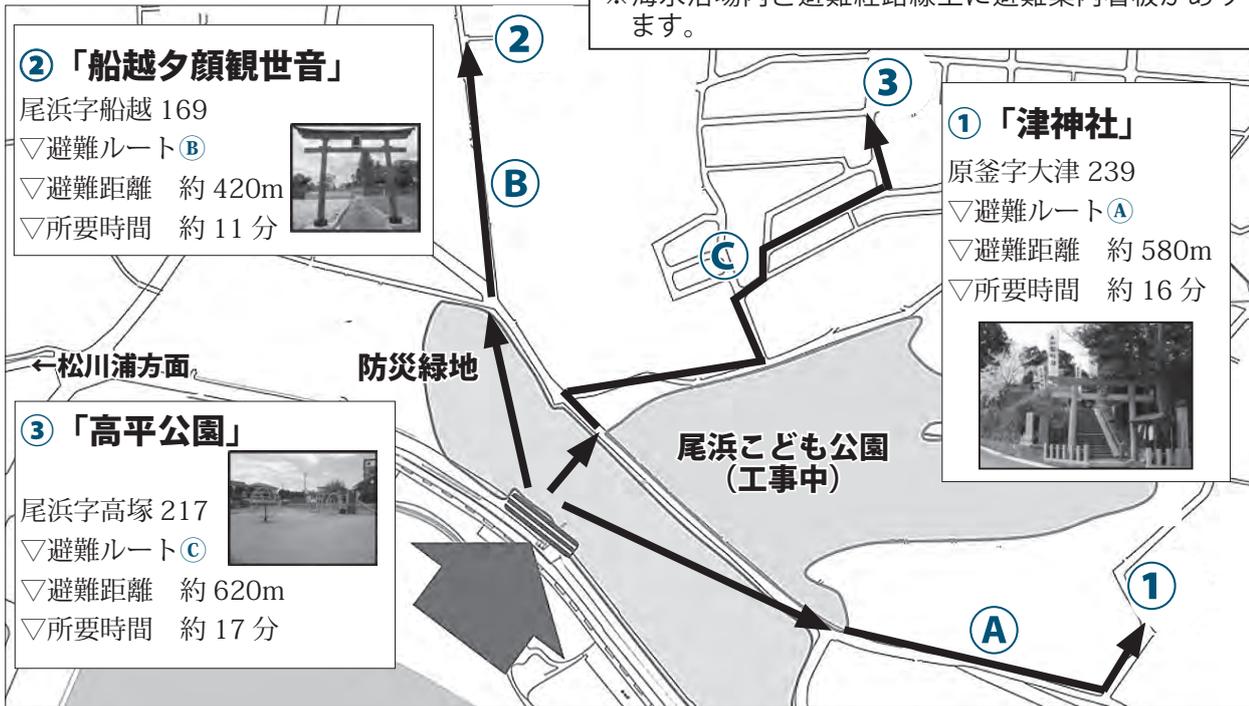
▽やむを得ず余った食材は、冷凍するなど上手に保管して使い切る。

●問い合わせ先 生活環境課 (☎ 37-2143)

原釜尾浜海水浴場海開き・避難経路のお知らせ

- 期間 7月18日(土)～8月23日(日) 9時～16時
 - 駐車場 272台(無料)
※密集を避けるため、入場規制を行う場合があります。
 - 利用上の注意
 - ▽遊泳区域外では泳がないでください。
 - ▽水上バイクは禁止です。
 - ▽バーベキューや花火など火気の使用、ほかの利用者に危険、迷惑となる行為は厳禁です。
 - ▽監視員の指示に従ってください。
 - ▽ごみは持ち帰ってください。
 - ▽飲酒後は泳がないでください。
- 【新型コロナウイルス感染症防止対策】
- ▽海水浴場に行く前に体温測定、健康チェックを行い、体調がすぐれないときは自粛ください。
 - ▽人との間隔は、できるだけ2メートル(最低1メートル)確保してください。
 - ▽咳エチケット・手洗いを徹底してください。
 - ▽グループの人は対面ではなく横並びで座ってください。
- 問い合わせ先 市観光協会
(☎353300)

●避難場所および経路



7月18日 オープン ビーチバレー ボール場

- 原釜尾浜海水浴場内に完成した市尾浜ビーチバレーボール場を、7月18日(土)からオープンします。
- 施設概要 4コート(東側2面・西側2面)
 - 使用時間 4月から9月まで 9時～17時
 - ▽10月から3月まで 9時～16時
 - 使用料 無料
 - 申し込み方法 7月13日(月)から電話で申し込み予約を受け付けます。
 - ※3カ月先まで予約可能で、仮押さえは原則禁止です。
 - 申込先 市伝承鎮魂祈念館
(☎321366)
 - ※受付時間 9時～17時。
 - 問い合わせ先 生涯学習課
(☎372278)

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

～7月は社会を明るくする運動強調月間です～

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。令和2年で70回目を迎えます。

犯罪や非行をなくすためには、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりが大切です。

安全で安心な暮らしを叶えるため、いま何を求められているのか、そして、自分には何ができるのかを皆さんで考えてみませんか。

●問い合わせ先 生涯学習課
(☎372187)

7月17日（金）から受け付け開始 国保の人間ドック受診で健康の通信簿をつけましょう！

定期的に人間ドックを受診し、自分の身体をよく知ることが皆さんの将来の健康を支えます。身体からの危険信号を早めにキャッチして、重症化の予防につなげましょう。

●**対象者** 市国民健康保険の被保険者で、昭和20年10月1日から昭和60年9月1日までに生まれた方。

※後期高齢者医療被保険者を除く。

※人間ドックを受けられる方は、特定検診（メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診）を受けられません。

●**実施時期** 9月1日（火）から令和3年2月26日（金）までの指定の1日

※公立相馬総合病院は10月以降に実施。

※日帰りのみ。

●**実施医療機関と定員** 次のうち希望する医療機関

▽相馬中央病院（月曜日）（金曜日）＝300人

▽公立相馬総合病院（月・水・金曜日）＝120人

●**ドック検査項目**

▽身体計測＝身長・体重・腹囲の測定による肥満度検査
▽呼吸器系検査＝胸部（肺と心臓）疾患の有無を検査
▽循環器系検査＝高血圧症、動脈硬化と心臓疾患の有無を検査
▽消化器系検査＝食道、胃、十二指腸検査と便潜血反応検査

▽肝機能系検査＝血液検査による肝機能検査
▽糖尿病系検査＝糖尿病の有無を検査
▽腎尿路系検査＝腎尿路疾患の有無を検査

▽貧血系検査＝貧血の有無を検査
▽超音波検査＝胆のうと肝臓・腎臓の超音波検査

※食道、胃、十二指腸検査は、透視検査または内視鏡検査のどちらかを選択することができます。

●**事後指導** 検査結果に基づき、保健指導を必要とする場合は医師の指示や保健師による事後指導を行います。

●**受け付け開始** 7月17日（金）8時30分

●**受付場所** 市役所1階保険年金課
※7月17日のみ市役所1階御仕法通りで受け付けます。
※会場整理のため、先着順に整理券を配布します。
※国民健康保険証を必ず持参ください。

※定員になり次第締め切り。
※電話での申し込みは不可。
●**料金**（消費税含む）自己負担額＝8,400円

●**受付期限** 9月30日（水）
▽来庁する際はマスクを着用し、入り口でアルコール消毒液を使用願います。

▽発熱や咳などの風邪症状のある方、味覚や嗅覚の異常がある方、体調のすぐれない方は遠慮ください。

【国保人間ドック オプション検査】

国保人間ドック受診者のうち、希望する方は実費で次の検査を受けることができます。

●**前立腺がん検査**

▽対象者 50歳以上の男性
▽料金 3,900円

●**ピロリ菌検査**（血液検査による抗体検査）

▽対象者 限定なし
▽料金 2,350円
●**申し込み方法** 人間ドック受付時に併せて申し込みください。

※オプション検査のみの申し込みはできません。

【ホールボディカウンター検査】

国保人間ドックの検査に併せて、ホールボディカウンター検査を受けることができます。希望する方は受付時に申し込みください。

※ホールボディカウンターは、体内の内部被ばく線量を測定する機器で、機器の内部に立ったまま測定します。所要時間は着替えを含めて10分程度です。

●**費用** 無料
●**検査結果** 市保健センターから通知します。



検査の様子

●**申込・問い合わせ先** 保険年金課（☎372140）

マイバッグを利用してレジ袋を削減しましょう

普段なにげなくもらっているプラスチック製買物袋（レジ袋）を削減することは、ごみの減量化だけでなく、海洋プラスチックによる国際的なごみ問題や地球温暖化など、環境問題解決の第一歩となります。

7月1日よりレジ袋の有料化が実施されましたので、これをきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、マイバッグを持って買い物に出かけましょう。



●**問い合わせ先** 生活環境課（☎37-2143）

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ

● 問い合わせ先 保険年金課 (☎372140)

更新時期です

限度額適用認定証 標準負担額減額認定証

現在お使いの認定証の有効期限は、7月31日です。8月1日以降も引き続き認定が必要な方は、更新の手続きが必要です。

● 受付開始日

7月15日(水)

【更新の手続きに必要なもの】

- ▽国民健康保険被保険者証、または後期高齢者医療被保険者証
- ▽はんこ
- ▽顔写真入りの身分証明書または介護保険証など
- ▽過去1年以内に、90日を超えて入院している方は、それを確認できる書類(領収書・入院証明書など)

一部負担金等免除証明書をお持ちの方へ

免除期間が延長となります

国民健康保険一部負担金等免除証明書または東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除証明書をお持ちの方で、次の事項に該当する方は免除期間が延長されます。

なお、期間が延長される方の免除証明書は、7月下旬に郵送します。

● 対象

- ▽帰還困難区域等の被災者
- ▽旧避難指示区域等・旧居住制限区域等で上位所得層以外の被災者

※上位所得層とは、同じ世帯の国保加入者全員、または後期高齢者全員の令和元年中の所得の合計が、基礎控除分を除いて60万円を超える世帯

● 延長後の有効期限

令和3年2月28日(日)

※税の申告が済んでいないなどの理由で、国民健康保険加入世帯員の中に所得の確認ができない方がいる場合

国民健康保険高齢受給者証 後期高齢者医療被保険者証

更新になります

8月1日以降に使用できる新しい受給者証・被保険者証を7月下旬に郵送します。

手元に届いたら必ず住所・氏名を確認の上、使用ください。

古い受給者証・被保険者証は、市役所1階保険年金課、各出張所、公民館に返却ください。

は、一部負担金等免除証明書を交付できませんので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症に伴う 傷病手当金を支給します

● 対象者 次の要件の全てに該当する方

▽国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で勤務先から給与の支払いを受けている方

▽新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養のために労務に服することができなかった方

● 支給対象日数 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数

● 支給額 直近の連続した3カ月間の給与収入額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の額(上限あり)に労務に服することができなかった日数を乗じて得た額。

※給与の全部、または一部を受け取ることができない場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

す。

● 適用期間 令和2年1月1日～令和2年9月30日

※入院が継続する場合は最長1年6カ月まで

◎ 事業主および医師(医療機関を受診した場合)の証明が必要。事前に市役所1階保険年金課に相談ください。

子育てや教育などの情報を発信中!!

f すくすく soma

▽ facebook アカウント
@ sukusuku.soma



令和2年度国民年金保険料の免除申請を受け付けます

収入が少ないなどの理由で国民年金保険料の納付が困難な方を対象に、保険料の免除申請を受け付けます。保険料を未納のままにしていると、将来受け取れる年金の金額が減るだけではなく、障害年金や遺族年金が請求できなくなる場合がありますので、免除制度を活用ください。

●**受付開始日** 7月1日(水)

●**対象期間** 7月分から令和3年6月分まで(1年間)

※免除申請は、2年1カ月前までさかのぼることが可能です。前年度などの申請を忘れた方は、本年度と併せて申請ください。

●**免除の種類** 保険料の全額が免除される「全額免除」のほか、一部が免除される「4分の1免除」や「半額免除」、「4分の3免除」などがあり、本人、配偶者および世帯主の所得によって決定します。

●**申請方法** 申請先に郵送または窓口へ直接お持ちください。

※郵送申請の場合、日本年金機構ホームページより各種申請様式をダウンロードできます。

●注意

▽所得などが未申告の場合は、税務課などで申告が必要です。

▽前年度に免除の継続申請を申し込み、一部免除となった方や、失業を理由とした免除を受けた方などは、本年度も申請が必要です。

▽代理人申請の場合は、本人のほんごが必要です。

▽受付から2〜3カ月後に、日本年金機構より審査結果が送付されます。

▽一部免除の場合、残りの保険料を納付しない期間は未納とみなされます。

【失業による特例免除】

●**対象者** 事業を休廃止または会社などを退職した方

●**必要なもの** 雇用保険の離職票の写しまたは雇用保険受給資格者証の写しなど

●**令和元年東日本台風および10月25日大雨の被害による特例免除**

●**対象者** 本人および配偶者、世帯員のいずれかの財産に2分の1以上の損害を受けた方

●**必要なもの** 半壊以上の罹災証明書の写し、または被災状況届(罹災証明書で損害額がわかる場合は不要)

※保険金などが支払われた場合は保険金の金額を確認できる証明書の写しも持参ください。

【**コロナウイルス感染症の影響による特例免除**】

●**次の全ての条件を満たす方**

▽新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した方

▽収入の減少により、所得額が保険料免除に該当する金額まで低下する見込みがある方

※詳細は日本年金機構ホームページを確認ください。

●必要なもの

▽所得の申立書(臨時特例用)

【**原発事故による特例免除**】

●**対象者** 避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に住所があった方

※申請書に震災当時の住所を記載するだけで、免除を受けられます。

【**出産による免除**】

●**対象者** 出産日が平成31年2月1日以降の方(死産、流産、早産された方を含みます)

※出産による免除の場合、保険料を全額納付した場合と同じく、将来受け取る年金額は満額になります。

●必要なもの

▽出産前に届け出する方⇨母子健康手帳など

▽出産後に届け出する方⇨添付書類は必要ありません

※出産した方と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

●免除期間

▽出産予定日または出産日の前月から4カ月間

※平成31年2〜4月に出産した方は、平成31年4月以降の保険料が対象です。

●申請可能時期

▽出産予定日の6カ月前から

【納付猶予】

●**50歳未満の方** 本人および配偶者の所得審査で、保険料の納付が猶予されます。

【**学生納付特例**】

●**学生の方** 本人の所得審査のみで、在学中の保険料の納付が猶予されます。

※学生の方は、学生納付特例が優先されるため、免除申請はできません。

●必要なもの

▽学生証の写し(裏面に有効期限などの記載がある場合は裏面も必要です)または在学証明書(原本)など

【**免除期間の保険料はあとから納付できます**】

免除や納付猶予の期間は、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が減ります。10年以内であれば、当時免除した保険料をさかのぼって納付すること(追納)で、年金額は減りません。なお、過去の保険料を追納する場合は、加算額がつく場合がありますので、早めの申し込みをお願いします。

ホームページはこちら



●申請・問い合わせ先

▽日本年金機構相馬年金事務所(☎365172)

※音声案内に続いて、5を押してください。

〒975-8510 中村字

桜ヶ丘69

▽保険年金課(☎372141)

〒976-8601 中村字

北町63-3



令和2年度国民健康保険税などの減免

令和元年東日本台風および10月25日大雨により被災した方を対象に、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免を次のとおり行います。

●減免の対象 罹災証明書が交付された方で、居住する住宅が床上浸水以上の場合
※台風と大雨の影響により、

今年の収入が前年に比べて大きく減少している方も減免の対象となる場合がありますので、税務課に問い合わせください。

●減免対象の期間

▽国民健康保険税、後期高齢者医療保険料 令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額

▽介護保険料 令和2年4月1日から9月30日までに納期限が到来する額

●減免の割合 罹災証明書の罹災状況により決定します。

●留意事項 申請の必要はありません。なお、減免の対象となった方には、各税などの納税（納入）通知書に減免決定通知書を同封して送付します。

※新型コロナウイルスの影響

家族介護慰労金

在宅で、介護をしている家族に、慰労金を支給します。

●対象者

▽市内に住所を有している方
▽左記に記載する介護を受けている方と同居し、日常的に介護をしている方

【介護を受けている方の要件】

▽市内に住所を有している方
※施設などの入所者は除く
▽要介護4以上の認定を受けた方

▽12カ月間継続して介護保険サービスを利用していない方
※年間に1週間程度のショートステイの利用を除く。

▽市民税非課税世帯の方

※生活保護世帯は除く。

●支給額 介護を受けている方一人につき10万円

●持参物

▽介護を受けている方の介護保険証
▽世帯全員の非課税証明書

▽はんこ

▽対象者の通帳

●申請・問い合わせ先

健康福祉課（☎372174）

中止します 結婚50周年 金婚を祝う会

広報そうま6月1日号で参加者を募集していた金婚を祝う会について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、式典開催を中止します。

※今年度は、金婚夫婦写真などの記念品贈呈や福島民報新聞金婚夫婦特集記事への氏名掲載のみ行います。希望する方は、健康福祉課に申し込みください。

●対象者 市内に住所を有し今年結婚50年を迎えるご夫婦（昭和45年中に結婚されたご夫婦）または、昭和44年以前に結婚されたご夫婦でこれまでの「金婚を祝う会」に申し込みを行っていないご夫婦。

●申込期限 7月31日（金）

●留意事項 今年度申し込みの方は、来年度以降の式典には参加できません。

●申込・問い合わせ先 健康福祉課（☎372174）

7月20日再オープン 角田公園テニスコート

令和元年東日本台風および10月25日大雨の影響で利用中止となっていた角田公園テニスコートは、7月20日（月）から利用を再開します。

※予約の受け付けは7月13日（月）から行います。

●利用時間 9時～21時

●問い合わせ先 生涯学習課（☎37-2278）▽角田公園テニスコート（☎35-5091）

相馬市地方創生総合戦略 相馬市人口ビジョン を策定

市は、平成27年度に策定した第1期の相馬市地方創生総合戦略の計画期間が令和2年に終了することから、令和6年度までの計画となる新たな相馬市地方創生総合戦略を策定するとともに、最新の統計データと新たな計画を反映させた、将来人口の展望を示す相馬市人口ビジョンを見直しました。

● **基本理念** 相馬市が相馬市であり続けるために、魅力あふれる相馬市づくりを目指す

● **基本目標**

- ▽良質な産業をつくり、安定した雇用を創出する
- ▽これまでの交流を活かし、新たな人の流れをつくる
- ▽安心な子育て環境をつくり、心豊かなひとを育てる
- ▽生涯現役を目指した健康づくりを推進する
- ▽誇りをもてる「そうま」を伝承する

● **5つの新たな視点**

- ①復興から創生への取り組み
- ②交流人口増加と地域経済活性化
- ③新しい技術の活用
- ④人材を育て活かす

⑤市民総活躍で持続可能なまちへ

● **新たな総合戦略に追加した主な事業**

- ▽誘致企業連絡協議会との連携
- ▽包括連携協定による東京農業大学との連携
- ▽復興市民市場の利活用
- ▽ビーチバレーボール大会の開催
- ▽尾浜こども公園の利活用
- ▽子育て世代包括支援センターの設置
- ▽ギガスクール構想に基づいた教育の推進



整備中の「尾浜こども公園」

ホームページ
はこちらから



相馬市地方創生総合戦略

● **問い合わせ先** 企画政策課
(☎ 37 2 1 3 2)

相馬警察署からのお知らせ

警察官などの募集

【警察官A第2回目（大学卒業程度）】

● 受付期間 7月27日（月）

～8月21日（金）

● 第一次試験日 9月20日（日）

※採用予定人数は問い合わせください。

【警察官B（高校卒業程度）】

● 採用予定人数

▽男性（一般） 57人程度

▽女性（一般） 13人程度

● 受付期間 7月27日（月）

～8月21日（金）

● 第一次試験日 9月20日（日）

【県職員・警察事務（高校卒業程度）】

● 採用予定人員 4人程度

● 受付期間 8月3日（月）

～8月21日（金）

● 第一次試験日 9月27日（日）

● **問い合わせ先** 相馬警察署
(☎ 36 3 1 9 1)



安全・安心メールに登録しましょう

相馬警察署は随時、事件・事故情報などをメールで配信しています。

携帯電話で左記のQRコードを読み込む、またはアドレスを打ち込み、件名に「登録希望」と入力して、メールを送信ください。

※迷惑メール対策の設定によっては、安全・安心メールを受信できない場合がありますので、設定を確認ください。

QRコードを読み取って送信



▽メールアドレス
fp-sohma@
police.pref.fukushima.jp

～市内21ルートに拡大～ おでかけミニバス運行中!!

市は、65歳以上の方の買い物支援と中心市街地活性化を目的として「おでかけミニバス」を運行しています。

詳しくは、問い合わせください。

● **問い合わせ先** 企画政策課 (☎ 37-2132)



福島広域雇用促進支援協議会からののお知らせ

福島広域雇用促進支援協議会は、技能講習やセミナーを実施しますので、希望する方は電話で申し込みください。
※受講料・テキスト代は無料です。

【個人申込型】 建設機械等運転技能講習

【フォークリフト運転技能講習】
●日時 7月28日(火)～7月31日(金) 8時～17時45分
●締切日 7月16日(木)

【小型移動式クレーン運転技能・玉掛け技能講習】
●日時 8月4日(火)～8月9日(日) 8時～17時15分
●締切日 7月26日(日)

【共通事項】

●定員 各10人
●持参物 自動車運転免許証のコピー
※所持していない方は問い合わせください。

●場所 原町中央自動車教習所(南相馬市原町区錦町1-27)

※雇用保険受給者で証明書が必要な方に、参加証明書を発行します。

【企業申込型】 雇用に係る支援制度研修会 および雇用確保セミナー

【雇用に係る支援制度研修会】
●日時 8月4日(火) 10時～12時、13時30分～15時30分

●場所 かしま交流センター(南相馬市鹿島区横手字川原186-1)
●定員 15社程度(1社1人まで)
●締切日 7月31日(金)

【雇用確保セミナー】

専門講師による、外国人労働者の採用事例などを学ぶセミナーを開催します。
開催日は問い合わせ先に確認ください。

※ウェブシステムにより自宅での受講を予定しています。

●申込・問い合わせ先 福島広域雇用促進支援協議会 福島統括窓口(☎024-524-2121)



ひきこもり家族教室

ひきこもりで悩んでいる家族を対象に、ひきこもり本人の行動や気持ちの理解、同じ悩みを持つ家族との交流による情報交換などを目的に、家族教室を開催します。
※事前に個別面談を行うため、参加を希望する方は、参加希望日の前日までに必ず予約ください。

●日程・内容

▽8月27日(木) Ⅱ 家族交流
▽10月29日(木) Ⅱ 家族交流・当事者からの話(仮)

●時間 13時30分～15時30分
●場所 南相馬市原町保健センター(南相馬市原町区小川町322-1)

※広報そうま6月1日号に記載した場所から変更となりましたので、ご注意ください。

◎「ひきこもり」とは、さまざまな要因の結果として社会参加を回避し、原則的に6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指します。

●申込・問い合わせ先 県相双保健福祉事務所保健福祉課(☎261132)

認知症カフェのお知らせ

認知症に関するお悩みの相談や、情報交換ができる交流カフェを開催しています。
どなたでも、気軽に参加ください。
※新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、マスクを着用願います。
※感染症の状況に応じて、中止になる場合があります。

【オレンジカフェはまなす館】

●日程
▽7月8日(水)、28日(火)
▽8月12日(水)、25日(火)
▽9月9日(水)、29日(火)
●時間 14時～15時30分
●場所 総合福祉センター(はまなす館)
●問い合わせ先 市社会福祉協議会(☎36-5033)



骨太けんこう体操 体験教室

健康寿命の延伸を目的とした体操を体験してみませんか？

健康ミニ講話や体を動かすレクリエーションも行います。

動きやすい服装で参加ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、マスクを着用願います。

※感染症の状況に応じて、中止になる場合があります。

●日程 7月20日(月)、8月17日(月)、9月23日(水)
●時間 14時～15時30分
●場所 総合福祉センター(はまなす館)
●問い合わせ先 市社会福祉協議会(☎36-5033)

